

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成29年4月12日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり、本件処分の違法性を主張する。
却下通知書（注：本件処分通知書を指す。）を見たところ、年金の収入の金額だけをみて判断している。〇〇の〇〇課に聞いた話では、保護の要否を判断する際には、収入だけではなく、今手持ちの金とか困っている事情とか全般を通して判断しなければいけないことになっているそうだ。原則だけで判断したもので、例外としての考慮がされていない。困窮者は助けなければならないという保護の本来の目的に違反する（以上審査請求書）。

請求人は、腕時計を質に入れ、次の年金までなんとか飢えをし

のいだ。こんなことでは困っている人達の命が助からない。よって、〇〇市役所の〇〇課全員を嚴重処罰して刑務所に放り込んでもらいたい、行政処分で懲戒して首にしてもらいたい（以上平成29年5月8日付けの審査請求の理由を追加する書面）。

請求人は、当時、金をどこかに落とし、生活費がほとんどなく困っていた。金を貸してもらえるところがなく万策つきていた。次の年金まで1か月半あり、食うにも食えず急迫していた（以上反論書）。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|--------------|
| 平成29年 7月 4日 | 諮問 |
| 平成29年 8月14日 | 審議（第12回第1部会） |
| 平成29年 9月15日 | 審議（第13回第1部会） |
| 平成29年10月 2日 | 処分庁へ調査照会 |
| 平成29年10月18日 | 処分庁から回答を収受 |
| 平成29年10月30日 | 審議（第14回第1部会） |
| 平成29年11月21日 | 審議（第15回第1部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定している。そして、この規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている（同条 3 項）。

法 7 条は、申請保護を原則とするが、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる旨を定める。

法 8 条 1 項は、生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定め、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）が保護費の具体的基準を定めている。

法 24 条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始に申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならないとする。

- (2) ア また、保護の要否及び程度については、原則として、当該世帯について認定した、最低生活費と収入との対比によって決定することとされている（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第 10）。

そして、次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

- イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38

年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知)第8・1・(4)・アによれば、「・・・国民年金法・・・等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

上記ア及びイに掲げる各通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

2(1) 最低生活費と収入の対比

本件申請について、まず、請求人に係る最低生活費と収入とを比べる。

請求人の最低生活費(本件申請があった平成29年3月の月額)を保護基準に基づき算出すると、130,500円(生活扶助99,900円(居宅Ⅰ類②38,990円+Ⅱ類②40,800円+冬季加算2,580円+障害者加算Ⅰ17,530円)、住宅扶助28,900円及び国民健康保険料1,700円の合計額)となる。

これに対して、請求人には年金以外に収入はないものと認められ、年金収入月額は、〇〇共済組合125,760円(支給額251,520円/2か月分)及び国民年金45,008円(90,016円/2か月分)の合計額である170,768円となる(〇〇共済組合年金振込通知書、現住所の賃貸借契約書、請求人名義の各預金通帳(〇〇銀行及び〇〇銀行)の写し)。

最低生活費と収入とを比較すると、請求人には、最低生活費130,500円を上回る年金収入170,768円があると認められる。

(2) 急迫した事由の有無

次に、請求人が、法4条3項の「急迫した事由がある場合」に該当するかどうかをみると、同項にいう「急迫した事由」とは、「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合」(厚生省社会

局保護課長小山進次郎「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」122頁～123頁）を指すと解されるどころ、請求人は、共同住宅の1室を賃借して居住し（賃貸借契約書）、電気、ガス、水道等のライフラインの停止はなく、介護費や医療費も特になかったこと（第3・1担当者による聞き取り）を認定できる。よって、以上の事情からは、請求人に急迫した事由があると認めることは困難である。

加えて、本件申請の経緯を見ても、本件申請時に担当者が請求人から聞き取りをしたところ、国民年金が振り込まれている〇〇銀行の通帳を所持していたことが判明したことが窺われる。また、処分庁の職員には、預貯金や手持ち金を請求人がどれだけ保有していたかも不明であったと認められることから、請求人が急迫した状況にあると認定しなかった処分庁の判断は合理的である。

(3) 本件処分の適法性

上記(1)及び(2)から、処分庁が、本件申請について、請求人が保護を要しないと判定して行った本件処分は、法及びその解釈に則って適正になされたものと認められ、何ら違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、（本件処分は）年金の収入の金額だけをみて判断している、（請求人は）当時、金を落として生活費がほとんどなく、食うにも食えず急迫していた、と主張する。

この点につき、本件処分通知書に記載される却下理由は、別紙のとおりとするものであり、法の求める理由付記の程度としては十分である。

他方、本件処分において却下された理由は、請求人が法4条3項の急迫した事由がある場合に該当しないと認定されたものと認められる。

そして、保護開始時の程度の認定に当たって認定すべき手持

金は、当該世帯の最低生活費の5割を超える額とするところ（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第10の問10の2）、本件申請に係る請求人の手持ち金は、2,454円であったと認められ、処分庁が手持ち金をないものとして算出したことは妥当である。かつ、手持ち金がないことのほかに、請求人に急迫した事情はないと処分庁が判断したことは、上述（2・(2)）のとおりである。

したがって、本件処分は、保護申請書に記載された「手持ち金がなくなったため生活困きゅう」との保護申請理由に対して、請求人の手持ち金や、急迫した事情について検討した上で要否判定がなされたものであり、処分庁が年金収入金額のみによって判断したものとはいえないから、この点に係る請求人の主張は理由がない。

- (2) なお、審査請求書には、「却下通知書を見たところ年金の収入の金額だけをみて判断している」と記載があることから、請求人の主張を本件処分に係る通知書の理由不備を主張するものと解したとしても、本件処分通知書に記載された処分の理由を見ると、年金収入が最低生活費を上回る旨が記載されており、保護申請却下の理由を説明したものと認められるから、法が求める処分理由として十分であり、請求人の主張は理由がない。

よって、理由附記の不足をいうものと解したとしても、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙(略)